

サービス付き高齢者向け住宅おれんじハウス特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

令和7年4月1日改定

事業所名	サービス付き高齢者向け住宅おれんじハウス		
事業所の種類	一般型特定施設入居者生活介護	介護保険番号	1770300984
事業所の所在地	〒923-0801 石川県小松市園町二155番地1		
事業所連絡先	0761-24-5850	管理者	前田 峰伯
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 当施設は、施設サービス計画に基づき、要介護状態や要支援状態の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態や要支援状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。また、身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修の実施などの必要な措置を講じる。 当施設は、入所者の人権擁護、虐待等の防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。 当施設では、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じる。 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはそのおそれのある事案に関して、必要な措置を講じる。 当施設は、業務効率化、介護サービスの質の向上、その他生産性向上に資する取り組みを促進し、委員会の設置やその他必要な措置を講じる。 感染症や災害などが発生した場合であってもサービスの提供を継続的に実施する又は早期のご業務再開を図るための業務継続計画を策定、見直しを行うと共に従業者への研修や訓練、その他必要な措置を講じる。また、医療機関と連携を図り、感染症及び新興感染症の発生時の対応を協議を行う。 当施設は、利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、褥瘡が発生しない適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための担当者の設置その他必要な体制を整備することを目的に、褥瘡予防に関する指針を定める。 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。 当施設は、水害、土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、入居者の避難誘導訓練等の研修、訓練等安全確保に十分な対応を行うものとする。 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他重要事項の掲示を行う。 		
サービス内容	日常生活に介護の必要な方に、食事、入浴、清掃、排泄などの介助を行い、機能訓練及び療養上のお世話をいたします。サービスの提供に当たっては、利用者の日常生活全般の状況及び、希望を踏まえた特定施設サービス計画を作成し、その内容について利用者又は、ご家族等に対して説明し、同意を得ます。		
入所定員	30名		
営業日	365日（24時間）		
従業者の種類、員数	管理者1名、生活相談員1名以上、計画作成担当者1名、看護職員1名以上、介護員 9名以上 機能訓練指導員1名		
特定施設入居者生活介護等の提供体制	特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 契約上の職員配置比率 3：1以上（入居者数：職員数） 夜勤 介護職員 1名（19：00～7：00）		
緊急時等の対応方法	<ol style="list-style-type: none"> 施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町、入所者の身元引受人、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための委員会の設置などの体制を整備する。 事故の状況及び事故に際して必要な記録を行う。 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。 従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じる。 		
協力医療機関	名称 田谷泌尿器科医院	所在地 石川県小松市園町二29番地1	
	名称 やわたメディカルセンター	所在地 石川県小松市八幡イ12番地7	
	名称 もとむら歯科医院	所在地 石川県小松市龍助町5	
苦情相談窓口	担当者 生活相談員 電話番号 0761-24-5850 面接場所 当事業所 受付時間 8：30 ～ 17：30（定休日：土・日・祝日・お盆・年末年始） （不在等により担当者が対応できない場合は、他の職員が対応します。） その他の連絡先 ○ 小松市役所 長寿介護課 電話番号 0761-24-8168 ○ 国民検討保険団体連合会 代表 電話番号 076-261-5191		
利用料の額 （利用者負担の応じた額）	介護報酬の告示上の額とします。別紙「サービス付き高齢者向け住宅おれんじハウス料金表」参照		
その他の費用	別紙「サービス付き高齢者向け住宅おれんじハウス料金表」参照		
サービス内容の留意事項	入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。差別的発言や行為。 営利行為、宗教への勧誘、特定の政治活動等。 けんか、口論などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。 職員及び他の入居者に対する身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等の心身に危害または、設備等への危害が生じ、または生じる恐れがある行為。 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。 指定した場所以外で火気を用いること。 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。 施設内での喫煙すること。 金品、その他品物を授受すること。 職員やその他の入居者等に関する個人情報の保護に反すること。 入居者又はその家族等の事業所や従業者等に対する契約を継続しがたい不信行為。 		